

散 髮 令 考

三 澤 純

はじめに

一九二四(大正一三)年生まれの歴史家・木村礎は、その長い研究歴の中で、「生活史」というジャンルを意識的に追求し、『体系日本史叢書 生活史Ⅱ』(一九五六年、山川出版社、木村他編)、『村落景観の史的的研究』(一九八八年、八木書店、木村編)、『村落生活の史的的研究』(一九九四年、八木書店、木村編)等を発表してきた。木村は最近の著書『村の生活史』(二〇〇〇年、雄山閣出版)において、日本における明治以降の史学史の流れを、「天下国家の歴史学」と「日常生活の歴史学」とに大別し、後者の中から「生活史」という考え方が出てくることを指摘している。

木村は、一八八〇年代後半に成立した日本のアカデミズム史学は、前近代社会における歴史叙述と、ランケ流の史風とを受け継ぎ、政治史をその中枢に置くようになった、と述べる。その後、日本の歴史学は、法制史や経済史等を分化させ、またこうした手法を批判する立場としてマルキシズム歴史学を登場させ、さらにそのマルキシズム歴史学の対立物としていわゆる皇国史観を出現させてきたが、「歴史学の任務は天下国家について調べたり論ずることだ」という風潮は一貫して変わらなかったし、戦後もまたそうであった、と断じる。

その一方で木村は、帝国大学流のアカデミズムやマルクス主義的社会構成史学の埒外にあった多様な歴史認識の存在を

重視し、その代表作として田口卯吉『日本開化小史』(一八七七年)と柳田国男『明治大正史 世相篇』(一九三〇年)とを挙げる。「田口には『歴史学とは天下国家だけについてだけ書くものではないのだ』という考え方が揺るぎなく存在していたのである。そうでなければ頼山陽『日本外史』がポピュラーな歴史書だった時代にこのような歴史書を書くはずがない。柳田の右の著作においては、さらに徹底している」という主張には、彼らと彼らの学風に対しての木村の強い親近感が溢れている。

そうした木村のスタンスは当然、民俗学の諸成果を数多く取り込むことにつながるが、民俗学が権力と民衆の関係を正面から扱って来なかつたことについては厳しい批判を浴びせている。そして彼が提唱する「生活史」と民俗学との違いは、「権力問題」を含むかどうかにあるとして、「生活史」は「権力からみたふつうの人々ではなく、逆にふつうの人々の暮らしから権力をみる」、「つまり視座を逆転させてみる」⁵手法なのだ⁴と述べるのである。

木村の整理は、特に戦後歴史学の展開についてはいささか乱暴な印象を受けるのだが、ともかくこれに依拠しながら、以上長々と史学史について述べてきた理由は、小稿のテーマが、戦前以来長い間、主に「日常生活の歴史学」の中で、すなわち非アカデミズムの世界で取り上げられてきた、「散髮」をめぐる諸問題であるからである。しかし筆者は、このテーマを、少なくとも小稿においては「生活史」の枠内で描こうとは思わない。『ちゃんまげ頭からザンギリ頭へ』という文
明開化期の歴史事象を、政治史ないし政治社会史の問題として描きたいと考えている。

木村が主張する「生活史」が、「地域から切り離された生活は現実にはありえない」という論拠から「地域生活史」へと変化してきているように、⁶「生活史」の視線は必然的に対象地域を限定したミクロなものならざるを得ない。例えば近年の自治体史が、明治以来何度も合併を繰り返して来た現在の行政区画の歴史叙述に加えて、いわゆる大字史を併せて編纂することで、より住民に密着した歴史像を立ち上げようとし、豊かな成果を挙げていることから明らかなように、⁷筆者もミクロな視線の重要性は十分に理解しているつもりである。しかし、当然のことだが、こうした手法が万能である

わけではない。

本論に入る前に、問題の所在をもう少し鮮明しておく必要があるだろう。小稿で取り上げるのは、一八七六（明治九）年六月二一日に、熊本県布達として発布された散髪令である。これはその四ヶ月後に起こる神風連の乱の直接的原因として、諸書において言及され、^{＊8}同時期に全国の諸府県で出された散髪令の中で最も有名なものの一つである。

筆者は、『新熊本市史 通史編五近代Ⅰ』（二〇〇一年）の第三章第一節三「神風連の乱」を執筆するに当たり、この散髪令に可能な限りミクロな視線を注いだ。この仕事において神風連の乱の直接的原因の一つとしての散髪令については、その歴史的意義を浮き彫りにし得たと考えているが、同時にこの散髪令を神風連の乱から一度切り離して、散髪令そのものとして分析する必要性を感じることもなった。つまりこの熊本県の散髪令は、地域を限定せずに、当該期の広い意味での政治史の中で検討することで、その内容と性格とをよりはつきりと把握できるようになるのかもしれないと思いついたことが、小稿執筆の出発点である。これまでの研究史がこうした発想とアプローチをしていないことも、小稿の存在意義を多少なりとも高めることになると考える。

—

先ほど、散髪をめぐる諸問題は主に非アカデミズムの世界で取り上げられてきたと書いたが、これだけでは正確な表現とはならない。戦前以来の非アカデミズムにおける蓄積を基礎にしながら、^{＊9}ザンギリ頭・洋装・ガス灯に代表される文明開化の諸相を単なる新奇な風俗としてのみとらえることなく、日本における近代化の重要側面として把握しようという研究潮流は戦後歴史学の中にも確かに芽生えていた。一九八〇年代半ばに『文明開化』を書名とする二つの新書本が相次いで発行され、^{＊10}そのどちらにおいても散髪をめぐる諸問題が重要視されていることはこのことを如実に物語っている。さら

に八〇年代の終わりから九〇年代の初頭に入る頃には、安丸良夫やひろたまさきの諸成果を受け継ぎながら、「《開化》と《迷蒙》の対抗」をキーワードにした奥武則の論文が発表され始める。^{*11} 奥は、「裸体」「頭髮」「健康」等という諸側面において、「《開化》と《迷蒙》」という対抗軸を設定し、「政府と民衆の間におけるこの対抗こそ、近代社会成立期固有の時代状況であった」と述べ、この種の問題における研究史上の到達点を示している。第一章ではこれらの研究に学びながら、ひとまず小稿における分析のステージ作りを行いたい。

明治政府が、散髪に関わる公式見解を法令として初めて明らかにするのは、一八七二(明治四)年八月九日付の太政官の布告においてであった。「散髪制服略服脱刀共、可為勝手事。但礼服ノ節ハ帯刀可致事」というのが、その文面である。もっともこの頃、散髪が既に普及し始めていたことは、「半髪頭ヲタ、イテミレハ因循姑息ノ音ガスル、惣髪頭ヲタ、イテミレハ王政復古ノ音ガスル、ジャンギリ頭ヲタ、イテミレハ文明開化ノ音ガスル」という文句で有名な「近日里俗ノ歌」^{*12}が、同じ年の五月に発行されている『新聞雑誌』第二号に掲載されていることから分かる。^{*14} しかもその普及の状況は東京や大阪等の大都市ではなかった。同年に民部省巡察使として四国を視察した福井英晴は、三条実美に提出した報告書の中で、大洲県(宇和島県・神山県を経て、一八七三年に愛媛県の一部となる)の民情を、次のように記している。

農民外人ヲ嫌ヒシヨリ、「ジャンギリアタマ」ヲ見テ太政官アタマト称シ深ク悪ミ、沸騰一揆中ハジャンギノ人ヲバ通行ヲサセザリシヨシナリ。^{*15}

この時、大洲県ではいわゆる旧藩主引留騒動の真つ最中であったが、一揆勢はジャンギリ頭を「太政官アタマ」と呼んで憎悪の対象とし、この髪型の人物の通行を阻止したというのである。地方においては県の役人たちがいち早く散髪をして、ちよんまげを落としていたのであろう。

通称「散髪脱刀令」と呼ばれる先の法令は、「可為勝手事」と述べ、散髪や脱刀を行うことはあくまでも個人の自由意志であるとしていた。しかしこれを受けて全国の諸府県で発布された散髪(断髪)令は、半ば強制的に民衆に散髪の実行

を求めていき、ザンギリ頭の人が増えるのに比例して、散髪をめぐるトラブルも数多く、そして深刻になっていくのである。

次ページの表は、現段階で筆者が収集し得た各府県の散髪令をまとめたものである。史料の性格上、この種のを収録しているのは都道府県史の類（以下、県史とする）なのであるが、「はじめに」で述べたような研究状況を反映して、編纂された時期が古い場合にはこうした史料を全く掲載していないことが多い。また比較的最近に編纂されたケースにおいても、編纂者の側にこうした史料への関心が薄い場合には、これらは顧みられることなく（全体状況から判断して、各地方版の散髪令が僅かこれだけということとは考えにくい）、当然、県史に掲載されることもない。もとより筆者が全ての県史類を精査できた訳ではない上に、このように条件が著しく限定されているのだが、この表からも幾つかの問題点を抽出することができる。

その前に、これらの中から内容上特徴のあるものを検討しておきたい。まず一つ目は全国でも最も早く地方版の散髪令を達した大阪府の事例である。一八七二（明治五）年当時の大阪府は、いわゆる三都の一つであった大阪と旧高槻・麻田両藩域を管轄区域としていたが（現行の大阪府域が確定するのは一八八七年一月のことである）、その散髪令は次のようなものである。

人之精神ハ、全く頭部ニ寓するものにして、所謂靈液の滙集する所なれば、鄭重愛護せずんばあるべからず。是を猛烈の日光・寒風に触れば、種々の病源を醸し成す事ハ、諸方名医の説く処ナリ。故ニ髪を描き帽を戴くの理ありて、自然毛髪の生育するも、頭腦を掩護する造化天付ノ要具たる、睫毛ノ眼睛を護するも同理たるべし。本邦往古ハ此理あるに依てや、惣髪の風俗なるハ、歴史ニ顕然たる処、後世次第二人の智識暗く成行、半髪の風俗ト変し、冠りものをも用ひず、剃頭をして直ニ赫日・寒風ニさらす、何ぞ身を愛惜せざる陋習の甚しき、浩歎すべき事なり。今や事物の理明らかニ、日進開化の世に遭遇するもの、豈不明の陋習を墨守すべけんや。衆庶宜く此理を了解し、向後半髪を

表

年 代	府県名	出 典	備 考
1872年9月 (明治5年)	大阪府	『大阪府布令集』一、618ページ。	1873年2月12日に関連法令あり。
1872年10月	愛知県	『明治事物起源』95ページ。	
1872年10月	兵庫県	『兵庫県史』史料編幕末維新2、773ページ。	1873(明治6)年1月の関連法令に、「散髪ノ儀ニ付去ル十月中及告諭候処」とあり、『兵庫県史』は、「去る十月の告諭については原史料が見当たらない」と記す。これ以外に、同年2月21日に関連法令あり。
1872年11月	長崎県	長崎近代叢書第1巻『明治六年の「長崎新聞」』7～8ページ。	『明治事物起源』(95ページ)も、また湯本豪一『図説明治事物起源事典』(1996年、柏書房、267ページ)も、ともにこの史料を「六年一月」に発布とするが、これはこの告諭が掲載された『長崎新聞』第1号の発行年月であって、告諭そのものは1872(明治5)年11月に発布されている。
1872年11月24日	新潟県	『新潟県史』資料編14近代二、890ページ。	1873年4月13日、同年4月14日、1876年7月24日に関連法令あり
1872年12月	山形県	『明治事物起源』95ページ。	
1873年1月 (明治6年)	若松県	『明治事物起源』95～96ページ。	若松県は1876(明治9)年8月に福島県に併合される。 本法令は、「自今半髪の者一人に付一年五十錢づゝ出金申付、幼院費に差添ふべし」とした、いわゆる半髪課税令である。
1873年1月	磐前県	『明治事物起源』95ページ。	『明治事物起源』は「岩城県」とするが、磐前県の間違ひではないかと考えられる。磐前県は1876(明治9)年8月に福島・宮城2県に併合。
1873年2月	入間県	『埼玉県史』資料編25近代・現代7、321～322ページ。	入間県は熊谷県管轄を経て、1876(明治9)年8月に埼玉県へ移管。
1873年2月	相川県	『新潟県史』資料編14近代二、890ページ。	相川県は1876年4月に新潟県に併合。
1876年6月21日 (明治9年)	熊本県	『新熊本市史』史料編6近代I、841ページ。	同年8月31日に関連法令あり。 本法令は、学区取締と小学教員に宛られたものである。

止め、身体健康之覚悟可有之事。^{*16}

このように健康面からちよんまげ頭¹⁶に「半髪」のデメリットを強調し、これを歴史的側面¹⁷に「武家政権時代の陋習」をもって補強するという論理構成は、その後、各府県で発布される散髮令に踏襲されていく。このパターンに新しい論点を付け加えるのは、新潟県の散髮令である。一八七二（明治五）年当時の新潟県は、現行の新潟県域のうち、佐渡島を除く地域を管轄していた（現行県域が確定するのは一八七六年四月のことである）。

第五十四号 十一月廿四日

散髮勝手タルヘキトノ儀ハ兼テ御沙汰モ有之、其節及布令置候筈ノ処、管下末々ニ至テハ間々散髮ノ便利ヲ知りナカラ、或ハ傍人ノ毀ヲ恐レ散髮不致、又ハ今ニ固陋頑愚ニシテ其便ヲ不知者モ有之哉ニ相聞候処、散髮ハ第一一身ノ養生ニモ相成リ、且区々ノ形容ニテハ畢竟風俗ニモ相拘候儀ニ候条、管下末々迄成丈ケ速ニ風俗一様相成候様可心掛、此旨触示者也。^{*17}

この布令では、「散髮ハ第一一身ノ養生ニモ相成リ」と健康面でのメリットを掲げながら、「区々ノ形容」、即ち個人個人が、従来通りちよんまげ頭であったり、あるいはザンギリ頭であったりして不統一な状態では困る、速やかに「風俗一様」になるようにしろと命令しているのである。史料不足のために推測に頼らざるを得ないが、この「風俗一様」へのこだわりは、新潟県内には安政の五カ国条約に基づく開港地・新潟があり、ここに外国人が居留していることと関係していると思われる。明治政府の散髮脱刀令も、外国人から奇異に見られていたちよんまげ頭や、野蠻だと受け止められていた帯刀風習を、ゆくゆくは廃止に持っていこうとしたところから立案されていたし、また表に見られるように長崎・新潟・兵庫という開港地を抱えた地域や、大阪という開市され、外国人の商取引を許可する都市を抱えた地域が散髮令の発布に積極的であることは、この推論に有力な根拠を与える。^{*18}散髮は表向きは健康上のメリットを強調して勧められながら、実際は外国人の視線を意識したところで強制されていったと考えられる。^{*19}

表には各府県において発布された最初の散髪令のみを載せているのだが、多くの府県が二度三度と散髪令の趣旨徹底を呼びかける布達を発している(表中の関連法令がそれに当たる)。これらを見ていくと新潟県当局の「風俗一様」へのこだわりがどんどんエスカレートしていく様子を確認することができる。一八七三(明治六)年四月一三日には、平民が訴願を行う際の心得書を発し、その中で「散髪セサル者」が「訴所」へ出向くことを禁止しているし、その翌日には、警察権力まで動員して散髪の実施を強制しようという次のような達を出している。

散髪之儀ニ付テハ再上諭達いたし置候次第モ有之、一様之風俗ニ不相成候儀、全ク諭達之趣意相戻リ不都合之至ニ付、向後右様之者有之候ハ、邏卒ニ申付見掛次第屯所へ引立、趣意柄急度為取調候条、此旨可相心得候事。

但、髪職之もの散髪セサル者之髪ヲ結び、又八月代髭剃等いたすものハ本文同様之事。

右之趣市中へ及布告候条、郡中ニ於るても趣意柄相弁末々ニ至迄無洩可触示者也。

明治六年四月十四日

新潟県参事 松平 正直^{*21}

さて表の分析に戻ろう。一見して分かるように、熊本県の散髪令は他の諸府県のそれと比べてワntenポないしツーテンポ遅れた時点で発せられている。また他の諸府県の散髪令が府県民全体を対象として発せられているのに対し、熊本県の場合は対象が学区取締と小学教員とに限定されていることも目を引く。この二つの問題について、章を改めて検討を進めていきたい。

二

以下、具体的な検討に入る前に、熊本県の散髪令の全文を紹介しておこう。

乙第六拾号

六月廿一日

別紙ノ通、学区取締・教員へ相達候ニ付テハ、其職務上ニ於テモ深ク注意致シ、追テ就学之者必散髮候様可致候。此旨為心得相達候事。

別紙

学区取締

小学教員

散髮ハ上蒸ヲ發散シテ神氣ヲ清爽ニスレハ、就学之輩、勉強上至便緊要之事ニ候処、今以旧情ニ泥ミ、依然結髮之者不少ニ付テハ、其指揮・教導ノ任ニ在ル者自ラ之ヲ行ヒ、学生一般へ推及セシム可シ。因テ自今散髮可致候。此旨告諭候事。²²

この布達の論理構成に目新しいものはないが、先述したようにこれが「学生へ一般推及セシム」ることを念頭において、まず「其指揮・教導ノ任ニ在ル者」、即ち学区取締と小学教員とに名指して通達されている点²²が他の諸府県の事例には見られない一大特徴となっている。

この熊本県散髮令が布達される契機については、大正から昭和戦前期にかけて、熊本の郷土史家として活躍した宇野東風が書き記した貴重なエピソードが伝えられている。

明治九年六月、市内細工町筋阿弥陀寺にて、市内各小学校の連合試験があつた。此の時、適々土方（久元——三澤注）文部大丞の巡視があつて、安岡県令と俱に臨場した。其試験場に集合した、学区取締、教員、生徒中、稀に散髮者もあつたが、多数の者は、結髮の蓬々たるもの、彼岸花の叢生して居るやうであつた。土方大丞此の状を見て、異様に感じたのか、試験開始後、人々沈黙を守る中、土方は懐中より小紙片を取出て、何やら筆を走らせ、之を安岡県令に与へ、県令は一見して、之を学区取締に示し、夫から教員へと、手から手へと渡り、其間孰れも面上に怒気が

頭はれたといふ。

試験終了後、土方、安岡等が退場してから、各々物論勃発した。其は土方の紙片に、

志士仁人、不顧失首、況於断髮乎

とあつて、散髮せよとの諷示に激怒したのである。廃刀の令は朝廷の嚴命である。故に吾輩は謹んで服従して居るが、散髮は勝手たるべしとの命令は知つて居れども、断髮せよとの官達はない。故に一官吏の私の命令、豈之に服従するものあらんやと、口々に不平を鳴した。

……さて其後熊本県令の命として、散髮は氣を爽かにして、衛生にも益あるから断髮せよ。且つ教員自ら範を示して、生徒にも推及せよとの達があつた。此に於て、独熊本市のみならず、県下一般に物議が起つた。^{*23}

この宇野の著述は、もともと一九一二(大正一一)年から翌一九一三年にかけて『九州日日新聞』紙上に連載されたものもとなつており、執筆の時点から三〇数年前の出来事を、土方が筆を走らせたという「小紙片」の文面まで詳細に描写している点に、宇野による創作ないし脚色が施されている可能性を否定できない。しかしこの史料が、学制下の小学校に特徴的な県官・学区取締・戸長・父兄らが臨席する厳格な試験風景を破綻なく描写していること、後に引用するように確実性の高い原史料を利用していることから、このエピソードをひとまず議論の出発点としたい。

この時期の熊本県、特に城下町を管轄とした第一大区の状況は、宇野の叙述にびつたりと沿つたものであつた。例えば、一八七四(明治七)年に創刊された『白川新聞』は、「横浜瓦斯灯ノ基ニ住ム岡眼八目」という人物の投書という設定で、「当地見聞の不審」を七項目にわたつて指摘しているが、そのうちの四項目は士族に対するあからさまな批判であつた。

- 一 糸を以て髻もといをくくるは何の為めなるか。
- 一 廃せられたる刀を帯するは身に仇あるか。
- 一 安価の毛貫の如き士族、富豪の農商にはこるは如何なる心なるか。

(中略)

一 御一新以来、高貴の人といへども一僕或は独歩し給ふ世なるに、人力車の左右に刀を差したる警衛の如き者をつれたるは、何に備る為めか。^{*24}

「開化」の推進者たる新聞が、「開化」の象徴としての「横浜瓦斯灯ノ基ニ住ム」人物が熊本を訪れた際の感想という形式を取って、「固陋」の象徴としての士族をこき下ろすという構図は、文明開化期を様相をよく物語っていると見えよう。その後も『白川新聞』とその後継紙『熊本新聞』（一八七六年三月に改題）は、ことあるごとにこうした設定の記事を掲載して、士族批判を続けていくのである。その士族が学区取締とと小学教員の大多数を占めていたのだから、熊本の散髮令が「市内各小学校の連合試験」会場から産み出され、特に教育関係者をターゲットにしている事情も飲み込むことができる。また熊本の散髮令が、他の諸府県と比較して遅く発布される経緯も同様に士族との関わりで説明することができらるだろう。

散髮令発布当時の熊本県令安岡良亮は、いわゆる実学党政権が崩壊した後の一八七三（明治六）年五月に白川県権令に任命される（白川県は一八七六年に熊本県と改称。また安岡は一八七五年一月に県令に昇進）。全国でも「最難治」とされた県の行政長官として赴任した安岡がまず直面したのは、学統や地域をもとに複雑な人間関係が絡み合った士族社会への対応という難問であったのである。^{*27} 安岡は土方文部大丞の指示という「外圧」を利用してしか、散髮令を発布し得なかつたのであろう。

三

宇野が「県下一般に物議が起つた」と記しているように、散髮令は熊本の士族社会、特に士族を主な構成員とする教育

界に大きな波紋を広げていった。

熊本県庁文書「公文類纂」の中に、「散髮令達ニ関スル進退」^{*28}(以下、「進退」と略記)という題名の書冊が存在する。散髮令に反発して、教師を辞職すると決意した人たちの辞表や質問状及び関連書類を綴ったものである。これによれば、一八七六(明治九)年の六月三〇日から九月六日にかけての約二ヶ月間に、二八名の教員、一名の学区取締が辞表を、九名の教員が質問状を、それぞれ自らが居住する大区の区長や、小区の戸長・副戸長の連署を添えて、安岡県令宛に提出していることが判明する。教員と同じく士族がその大部分を占めていた区長・戸長も、散髮令反対の主張に同調する動きがあったのである。

中には、七月八日から一〇日にかけて、一一名の教員と四名の結社人が一斉に辞表を提出し、学校を閉校に追い込もうとした第一大区の千草学校のような例もあった。彼等には「私擅ニ閉校シ、夫レカ為メ生徒学事ノ進歩ヲ妨クルニ至ル科」により、一四名に禁獄二〇日、一名に贖罪金二円二五銭の判決が、八月二六日に熊本県裁判所から申し渡されている。同じ日、第一大小区四小区の壺内小学校教員・深沢新九郎と入江逸次にも同様の罪で贖罪金二円二五銭の判決が下っている。^{*29}宇野の著書が伝えるところは、大筋では「進退」と同じであるが、細かい点で異なるところがある。例えば、贖罪金二円二五銭の支払いを命じられた人物が竹内武繁太であることは両者の記述が一致し、宇野が全文引用する竹内への判決書も「進退」所収のものと若干の字句の異同があるのみでほぼ疑いを容れる余地はない。ただ「進退」では禁獄二〇日に処せられた一四名のうちに数えられている三浦晟彦が、贖罪金一円二五銭の罪ということになっている。^{*31}ただ宇野は後年、竹内や三浦と個人的に深い親交を結んでいたようであり、宇野の著書には、彼等から直接聞き取ったと思われる、「進退」にはない貴重な情報が記録されていることから、小稿においては両者を並行して用いることとしたい。

宇野によれば、竹内と三浦は、先の土方文部大丞臨席の小学校連合試験の時点で既に断髪していたという。このあたりの事情を宇野はこう記す。

さて竹内・三浦二氏が、自身既に散髪して居ながら、何故に此の布達に不服を唱えたかといへば、散髪は氣を清爽ならしめ、衛生に益ありといつてあるが、是は嘘である。自分は散髪したため逆上して、気分が却て悪い。太政官の布達には、散髪は人民の自由に任せてあるのに、県令を以て之を強ひ、生徒にも推及せよといふは、甚しき圧制である。實際吾身の体験で、逆上の害あるものを、生徒に勧むることは、絶対に出来ぬといふのであつた。³²

同じような教員による職務ボイコット運動は、教員養成の大本である熊本師範学校でも起きた。同年七月一日に師範学校舎長内藤儀十郎が、さらに七月三日に校長牛島謙作がそれぞれ安岡良亮宛に辞表を提出している。ここでは内藤の辞表を掲げてみよう。

辞表

儀十郎儀

師範学校舎長ノ命ヲ蒙リ日夜勉勵、以テ生徒ヲ誘掖シ、心竊ニ興隆ヲ期シ、荏苒今日ニ至レリ。然ルニ今般散髪ノ命下リシ、ヨク諸小学教員ヲ初メ、就学ノ輩ニ至ルマデ疑惑ヲ生ジ、或ハ意見ヲ上リ或ハ職ヲ辞セシトス。嗚呼明光ノ聖徳ニ依テ是迄興隆ノ諸小学校殆ント瓦解ノ勢ヲ醸セリ。夫師範学校ハ小学教員ノ淵源ニシテ若小学衰頽スル時ハ随テ盛ナル事能ハザル必セリ。仮令散髪トナリ相誘フトモ如何ニ学事ニ補アルヲ得ンヤ。仰願クハ急ニ当職ヲ免シ、他ヲシテ某カ職ニ代ハラシメンコトヲ懇願切望ノ至リニ堪ヘズ。

明治九年七月一日

熊本師範学校舎長 内藤 儀十郎

熊本県令 安岡 良亮 ³³

内藤は、散髪令発布によつて「小学校殆ント瓦解ノ勢ヲ醸セリ」という事態が発生し、これに対して責任を取るため辞職するとしているが、本音が散髪令に不同意という点にあるということは明らかである。こうした状況は熊本の教育界にま

るで熱病のように広まり、その後急速に冷めていったようで、内藤の辞表も一旦は受理されたが、九月四日になって「今日に至ては悔悟の様子且既に散髪致し候」と判断されて、再び舎長に任命されるに至っている。^{*34}

内藤がついに散髪をするに至った背景には、熊本県当局が再度、散髪の趣旨徹底を図った次の布達があった。

乙第九拾壹号

八月三十一日

本県当県乙第六拾号ヲ以テ散髪之儀相達候処、教員之内今以依然結髪罷在候者モ有之哉之趣相聞へ不都合ノ事ニ候条、右様ノ者ハ取札可申出候。此旨相達候事。^{*35}

神風連の面々が散髪令に反発し、これを直接的契機の一つとして蜂起するのは一面の事実である。しかし「はじめに」で述べたように、散髪令を神風連の乱にのみ結び付けて、換言すれば神風連の乱の前史としてのみ取り上げるといふこれまでの研究史の態度は、この「乙第九拾壹号」に示されているような県当局の強い信念と、その信念を前にして散髪するに至る士族教員たちの姿を見失わせることにつながるだろう。このことはひいては、その上で蜂起を執行した神風連の行動に対する評価をも微妙に誤らせることになると思われる。

四

先に紹介した「進退」の中には、そういう私たちの固定的なイメージに再考を迫る諸史料、具体的には散髪令に対する質問状の類が数多く収められている。その中から二点の史料を取り上げて検討してみたい。

一つ目の質問状は、第二大区二小区（現在の熊本市花園及び池田近辺）の亀原学校教員・乃美新蔵が提出した「散髪之儀ニ付テ奉伺」である。

散髪之儀ニ付テ奉伺

散髮ハ上蒸ヲ發散スル云々ノ儀ニ付御布告ノ趣キ奉敬承候。然処当校生徒ノギ散髮ト束髮トノ輩、或ハ等級ヲ同フシ互ニ相勵ミ勉強仕居候処、散髮ト束髮トノ二ツニハ聊カ利害損益モゴザナク、又勉情ト進屈トノ二ツハ人々ノ心掛ノ一ツニテ、散髮ト束髮トノ別ニテハ御座ナク候。且散髮ノギハ勝手次第致スヘキ旨先年 朝廷ヨリ御布告モ御座候エハ、カタ／＼以テ自ラ散髮シテ之ヲ生徒ニ推及致シ候ギ甚以不安意ノ儀ニゴザ候。且又強テ生徒／＼へ散髮致サセ候テハ却テ 朝廷ヨリ自由權ヲ被差免候御趣意ニモ相戻リ候儀ニテ深ク奉恐人候儀ト愚考仕候。併右自由ノ權ハ学外長大ノ者ノミニ被差免候儀ニ御座候哉、大ニ疑惑仕居申候ニ付、何卒精細之御説諭ヲ奉願候以上。

明治九年七月

熊本県令 安岡 良亮 殿^{*36}

龜原学校教員 乃美 新藏 印
 第二大区二小区戸長 中路 新 印
 区长 第十二番中学区取締兼 阪梨 惟修 印

ここで乃美新藏が「自由權」という概念を持ち出して、「散髮の強制は、朝廷から与えられた『自由權』を侵害するものではないのか。それともこの『自由權』は大人には与えられても、子供には与えられないものなのか」という論陣を張っていることに注意を向けたい。たとえ自らが納得していない概念でも、散髮令や帯刀禁止令を批判するのに利用できさえすれば何でも利用するという設定も考え得るが、最新の知識で理論武装した堂々たる論理展開であることにかわりはない。小稿でも先に引用したような新聞による士族批判キャンペーン記事だけに依拠しては、熊本の士族には「守旧派」「封建遺風」などというレッテルのみが貼られてしまうことになるが、実際の歴史像はそう単純ではないのである。

二つ目の質問状は、阿蘇郡の小学校教員・上田清夫が提出した「就学之輩自今散髮可致段御沙汰之趣ニ付伺書」である。上田は、この質問状の中で次のように述べている。

小学校ハ婦人モ出席之処、此節御達ニハ男女之区別分相見不申候ニ付、矢張散髪ノ可及示諭処、註違罪目中、婦人ニテ謂レ無ク断髪スル者ト有之候処、勤学ニ付而、上蒸発散ノ為散髪致シ候儀ハ不苦筋トハ見込申候得共、御□様心得居申度奉存候。^{*37}

確かに、一八七三（明治六）年七月に、太政官布告第二五六号として公布された、いわゆる違式註違条例は、註違罪目として、第四八条に「婦人ニテ謂レナク断髪スル者」を掲げていた。散髪之習慣を、単に「学生一般へ推及セシム可シ」と定め、男女之区別を明確にしていなこの熊本県布達は、^{*38}国家の最高法規としての太政官布告に違反する可能性があるという指摘である。女生徒が、勉学に熱心になろうとして、「上蒸」を発散させるために散髪をし、その結果、註違罪に問われたら、県はその責任をどう取るつもりなのかという、この質問状の内容も注目に値する。

事実、女性の散髪は全国各地で様々なトラブルを引き起こしていた。一八七一（明治四）年に、いわゆる散髪脱刀令が出された時、女性の反応はすばやかたという。その背景を熊倉功夫は、宇野久夫の『髪型の知性』を引きながら、次のように説明する。

「日本髪を洗う（シャンプーする）ことは、当時大変な仕事であった。（中略）せいぜい一年に数回、よくする人でも月に一回というところだった。日当たりの良い縁側で、双肌をぬいだ婦人が、手桶に昨夜から用意しておいた、さねかずらにふのりを入れ湯でうすめた液に長い髪を浸して、もむように洗っているところが浮世絵などにもみられる」。このさねかずらでない松脂や伽羅油、びんつけ油を落すことができなかつたという。一日がかりの髪洗いは大仕事で、それゆえにめつたにできぬことだったから結髪は不潔になった（「内は『髪型の知性』から熊倉が引用した部分——三澤注」。^{*39}

不潔という点では、男性のちよんまげも同様であり、そこから脱したいという願望がザンギリ頭を普及させていく原動力の一つになったと考えられるが、^{*40}男性は女性の断髪には激しい非難を浴びせて、これを封殺してしまうことになる。

そもそも違式註違条例の註違罪目の一つに「婦人ニテ謂レナク断髪スル者」を数えているということは、「謂レナク断髪スル」女性が少なくなかったことを意味している。^{*41}一八七二(明治五)年三月の東京府では、「近頃府下ニテ往々女子ノ断髪スル者アリ、固ヨリ我古俗ニモ非ズ、又西洋文化ノ諸国ニモ未ダ曾テ見ザル事ニテ其醜体陋風見ルニ忍ビズ」というような新聞論調が展開していた。男性においては断髪しない者が「陋習」とされ、女性においては断髪をする者が「醜体陋風」とされたのである。先に、各府県の散髪令の論理構成は、健康面でのメリットを強調し、これを歴史的側面から補強するという形式であったことを指摘したが、女性の散髪が否定される背景には、「固ヨリ我古俗ニモ非ズ」というように歴史的側面において「正当」性が欠如していると判断された結果があった。こうして同年四月、東京府は女性の散髪を禁止する告諭文を発することになる。

近來婦女子の中にも、ざんざり相成候者往々相見、畢竟御趣意を取違ひ候儀に可在之、抑婦人女子の長髪は、素より男子とは区別の御制度に候條、婦女子の義は従前の通相心得御趣意を取違不申様可致旨を府下札場に掲示したるは、
明治五年四月なり。^{*43}

「進退」は先の上田の質問書に対する県側の回答文面を記していないが、おそらく「男と女は違うのだ」という、この東京府の禁令を援用して回答が与えられたのであろう。

むすびにかえて

小稿における検討によって、熊本県の散髪令が全国の散髪令と比較して特異な位置にあること、この散髪令を神風連の乱にのみ結び付けて理解すればこれを正当に評価できなくなることが明らかになった。

後藤靖『士族反乱の研究』(一九六七年、青木書店)は、現在の研究段階では、士族の旧支配層としての反動的役割の

みが強調されているという点において批判の対象であるが、一方でこれに代わるような士族研究の蓄積の薄さが指摘されて久しい。^{※4}他方、奥武則に代表されるように、散髮令を積極的に分析の対象としてきたいわゆる民衆史研究も、散髮令と一般民衆との関係には強い関心を示しても、その分析対象の中に士族を含めている形跡はない。散髮令をテーマの一つとした、決して数多くはないこれまでの研究も、この法令に従うにしろ、抗うにしろこれを最も深刻に受け止めたであろう士族を視野には入れて来なかつたのである。太政官が一八七二(明治四)年に出す散髮脱刀令を法的前提として、各府県において独自の散髮令が出されていくというメカニズムの解明も含めて、今後は各府県の歴史的事実に沿った形での研究の深化が求められていると言えよう。

註

- * 1 木村には『木村礎著作集』全一一巻(一九九六年〜一九九七年、名著出版)があり、これに「生活史」に関する木村の著作の多くが収められている。
- * 2 『村の生活史』一ページ。
- * 3 同右一二ページ。
- * 4 同右一七ページ。
- * 5 同右二二ページ。
- * 6 木村「郷土史・地方史・地域史研究の歴史と課題」(『岩波講座日本通史 別巻二(岩波書店、一九九四年)』、後に前掲『木村礎著作集』IVに収録)。この点については、定兼学『近世の生活文化史』(一九九九年、清文堂)の、特に「序章」に示唆を得た。
- * 7 大字史の具体例とその方法的有効性については、中塚明がその著書『歴史家の仕事』(高文研、二〇〇〇年)第四章でまとめた分析をしている。また筆者が実際に手にし、示唆を受けた大字史には、岡山県の『熊山町史 大字史』(一九九三年)や熊本県の『河内町史 地誌編』(一九九一年)などがある。
- * 8 神風連の乱勃発の直接的原因は、一八七六(明治九)年三月二八日付の太政官布告第三八号(いわゆる帯刀禁止令)とこの熊本

県の散髮令に求められる。神風連の乱をテーマにした著作は膨大な数にのぼる上、乱への視線の変化を追うことは日本人の歴史意識の変化を考える上で重大な問題を含んでいると考えられるため別稿で改めて取り上げることにした。また帯刀禁止令についても後考を俟ちたい。

そのためここでは、「更らに彼等を激昂せしめたのは、安岡県令が、熊本県下の諸学校の生徒は、悉く皆な散髮せしむべしとの厳命を下した事であった。神風連社士の憤懣以て知る可しだ」という徳富蘇峰の文章（『近世日本国民史九四 神風連の事変篇』）（一九六二年、時事通信社）を引くに止めておこう。但し、後述するように、熊本県の散髮令は「熊本県下の諸学校の生徒」に「悉く皆な散髮せしむべしとの厳命を下し」てはいない（傍点は三澤）。

* 9 代表的な著作としては、石井研堂『明治事物起源』（一九〇八年、橋南堂）を挙げなければならぬ。石井はこの著作の中で、散髮法令や散髮に関する新聞記事、散髮器具や料金の変遷に至るまで実に様々な情報を収集し、考証を加えている。なお小稿では『明治文化全集別巻 明治事物起源』（一九六九年、日本評論社）を利用した。

* 10 飛鳥井雅道『文明開化』（岩波新書、一九八五年）、井上勲『文明開化』（教育社歴史新書、一九八六年）。
* 11 奥「開化と迷蒙」（早稲田大学社会科学研究所『社会科学討究』第一〇二号、一九八九年）。これはその後、発表された数本の論文と一緒に奥「文明開化と民衆」（一九九三年、新評論）に収録された。

* 12 前掲『文明開化と民衆』七ページ。
* 13 『法令全書 明治四年』三一六―三一七ページ。
* 14 『幕末明治新聞全集』第六巻上（一九六二年、世界文庫）二七七ページ。

* 15 福井英晴「上左大臣三条公書」（ひろたまさき校注『日本近代思想大系二二 差別の諸相』（一九九〇年、岩波書店）八二ページ）。
* 16 『大阪府布令集』一（一九七一年）六一―八二ページ。

* 17 『新潟県史 資料編一四近代二』（一九八三年）八九〇ページ。
* 18 この点、一八七三（明治六）年一月六日に出された兵庫県の散髮令が、「兵庫・神戸ノ両港へ達」せられていること、その論理が「依之兵庫・神戸両港ノ男子管下一般標式ノ為メ」というものであることは興味深い。

* 19 しかし開港・開市いずれにも関係のない髻前髪の散髮令が、「今や、万国交りを厚うするに至り、荏苒野蛮の頭様を墨守、海外の嗤笑を取るの理なし。依て、決然頭髪を断裁し、以て方今隆運の盛恩を戴んことを銘々相心得、速に剪除可致事」（前掲『明治事物起源』九五ページ）と、最もストレートに外国を評価基準とした散髮奨励を行っている。また山形県の散髮令にも、「管内上下区々の風俗にて、一般平民の中に自ら区別を生じ候様成行」とあり、「区々の風俗」が生じさせる「区別」に警戒感を示している。

開港地の行政官が散髮令の発布と施行とに熱心であることは認められるとしても、外国人の視線を意識したり、「風俗一様」を押しつけたりする姿勢は、行政長官の個性に拘わるところも大きかったと判断した方がいいのかもしれない。

* 20 前掲『新潟県史』八九一―九二ページ。
* 21 同右。

- * 22 『新熊本市史 史料編六近代Ⅰ』(一九九七年) 八四一ページ。
- * 23 宇野東風『我觀熊本教育の変遷』(日本教育史文獻集成・地方教育史の部一五、一九八三年、第一書房) 一七四〜一七五ページ。なお本書は、一九三一年刊行版(大同館書店)の復刻版である。
- * 24 『白川新聞』一八七四年一月二九日(『新熊本市史 史料編九新聞上 近代』一〇ページ所収)。
- * 25 学区取締とは、一八七二年発布の「学制」に基づいて設置された地方教育行政事務の担当者で、就学の督促、小学校の設立、学費の調達など学事一切を取り仕切っていた(『日本近代教育史事典』(一九七一年、平凡社)二九ページ)。
- * 26 教師、特に小学校教師の全体数に士族が占める割合は、『文部省年報』『帝國統計年鑑』等からも知ることができず、「したがって、われわれは断片的データからおおまかな推計をすることしか許されていない」(園田英弘『西洋化の構造』(一九九三年、思文閣出版)一八二ページ)という。続けて園田は、一般的な傾向として、「士族が多かった地域は、教員も士族出身が多かった」という石戸谷哲夫の研究成果(石戸谷「日本教員史研究」(『野間教育研究所紀要』第一五輯)を紹介している。
- 熊本県地域において、一八八四(明治一七)年段階で全人口に占める士族の比率は九・二%であり、全国平均の五・一%を大きく上回っていること、またその比率の高さが全国第六位であることが分かっており(二〇〇一年一〇月二〇日に行われた熊本歴史科学研究会の例会における吉岡哲郎の報告「日清戦争期における義勇軍と軍夫の実態」レジュメ)、ひとまずここではこのように推定しておく。
- * 27 安岡良亮が白川県権令に任命される背景や、熊本の士族社会の複雑さについては小稿では深入りできない。これらの点については、前掲『新熊本市史 通史編五近代Ⅰ』等の概説書を参照されたい。
- * 28 熊本県公文類纂九―二(熊本県立図書館所蔵)。
- * 29 同右。
- * 30 宇野前掲書一七八〜一七九ページ。
- * 31 同右一七九ページ。
- * 32 同右一七七ページ。
- * 33 熊本県教育会編『熊本県教育史』上巻(一九七五年、臨川書店) 五四六〜五四七ページ。なお本書は、一九三一年刊行版の復刻版である。
- * 34 同右五四六ページ。
- * 35 『新熊本市史 史料編六近代Ⅰ』(一九九七年) 八四一ページ。
- * 36 注28と同じ。
- * 37 同右。
- * 38 この点、先に提示した兵庫県の散髪令が「男子」限定であったことが想起されるが、条文においては男女の区別を明確にせず、その後の行政指導で女性の散髪を禁止する、というのが一般的な傾向であると思われる。

* 39 熊倉功夫「解説(二)」(小木新造・熊倉功夫・上野千鶴子校注『日本近代思想大系二三風俗 性』(一九九〇年、岩波書店)四九四ページ)。

* 40 一八六〇(万延元)年に新潟の大地主の家に生まれ、立憲改進黨の結党に参加し、その後、衆議院議員を二期務めた市島謙吉は、自らの少年時代に断髪した際のことを回想して、「中には髪を惜んで(断髪を——三澤注)躊躇した者もあつたが、これは年の長じた人たちのことで、自分などは喜んでこれに応じた。そのわけは、当時の髪を結ふためには随分煩わしく、櫛で頭の痛むほどスクやら堅い油をつけるやらするのが苦痛で、髪を結ふことは避けられるだけ避けようとしてゐた位であつたからである。断髪の喪美として父から帽子を与へられたのが嬉しかった」と語っている(同好史談会編『漫談明治初年』(一九二七年、春陽堂、二〇〇一年復刻の批評社版から四三二ページから引用)。

* 41 奥前掲書一八ページ。

* 42 『新聞雑誌』第三五号(前掲『幕末明治新聞全集』第六卷下七一ページ)

* 43 『日要新聞』第一九号(前掲『明治事物起源』一〇三ページ)。

* 44 落合弘樹『明治国家と士族』(二〇〇一年、吉川弘文館)も、その課題設定の箇所でこのことを指摘している(二二ページ)。

付記1 「はじめに」で述べたように、小稿は『新熊本市史 通史編五近代I』における筆者の執筆担当部分の副産物とでも言うべきものである。併読していただければ幸いであると同時に、利用する史料や文章表現が一部重複していることをお断りしておく。

付記2 小稿は、熊本大学文学部において行った二〇〇一年度日本近代史特殊講義(前期)「神風連の乱とその時代」の内容の一部である。いちいちの注記はしなかったが、受講生のレポートを読みながら、新たな史料収集と論理構築の可能性を感じたことが小稿執筆の契機となった。受講生に謝意を表したい。

付記3 小稿は、二〇〇一年度科学研究費補助金(奨励研究A)「『神風連の乱』の政治社会史的研究」(課題番号一二三七一〇一九八)による成果の一部である。

(みさわ じゅん・日本近現代史)